

世界自然遺産のまち知床羅臼町 町政だより



令和元年5月10日発行

巡視艇かわぎり ＝体験航海＝

※今年は「巡視艇かわぎり」の体験航海となります。「巡視船てしお」は船内一般公開を行いますので、次回町政だよりにてご案内します。

と き : 令和元年6月16日(日)

第1回目 : 受付 9:00~9:30

第2回目 : 受付 12:30~13:00

第3回目 : 受付 14:00~14:30

※各回、準備ができ次第出航します。

※悪天候及び事件・事故発生の場合は航海を中止します。

船 艇 : 巡視艇 かわぎり

定 員 : 第1回目・第2回目 各20名 第3回目 10名

申込み : 5月31日(金)までに下記申込書に必要事項をご記入のうえ、役場産業創生課窓口までお申込みください。
(申込書と引き換えに、乗船券を交付します。)

受付開始 : 当日、第1回目は9:00、第2回目は12:30、第3回目は14:00より羅臼漁港西防波堤で受付を開始しますので、乗船券を持参してお越しください。受付時間を厳守願います。

問合せ : 羅臼町役場 産業創生課 TEL 87-2126

その他 : 海上は寒いことが予測されますので、暖かい服装で乗船してください。小学生以下のお子さんが乗船する際は保護者の同伴をお願いいたします。なお、乗船の際は乗組員の指示に従ってください。

きりとり

乗船申込書 (第1回目 ・ 第2回目 ・ 第3回目) ←どれかに○

役場記入欄			氏 名	住 所	年 齢	性 別 (どちらかに○)	電 話 番 号
乗船者氏名	乗船No.	受付No.					
				町		男 女	
				町		男 女	
				町		男 女	
				町		男 女	

女子綱引き大会☆参加チーム募集

毎年大盛り上がりを見せる女子綱引き大会を、今年も実施します！
たくさんのチームのご参加をお待ちしております！

募集要項

- ① 18才以上の町内在住の女性10名（選手8名、補欠2名）で1チームとすること。ただし、高校生は除く。
- ② 10名の合計体重が 650kg以内 とすること。（1名平均65kg）
- ③ 体重測定は役場女性職員が対応し、一度に複数人を測定する予定です。

その他

- ・ 大会は6月15日（土）知床開き前夜祭で行います。
- ・ 女性に限り町内会単位ではなく、仲間等での参加が可能。（18才以上・高校生は除く）
- ・ 優勝賞金は5万円！ 賞品も多数あり！ 優勝カップもあり！
- ・ ルール等の詳細は、後日、代表者会議でお知らせします。
- ・ 申込みの締め切りは・・・5月24日（金）です。

申込み用紙に氏名等を記入して、役場2階 産業創生課へ提出してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・ き り と り ・・・・・・・・・・・・・・・・

チーム名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

選 手 氏 名		選 手 氏 名	
1		6	
2		7	
3		8	
4		補	
5		補	

ホームビジット



受入家庭募集

今年も北方四島とのビザなし交流として、北方四島在住ロシア人のファミリー訪問団の来町が予定されております。

町では、訪問団の来町に伴い町内においてロシア人親子との交流を深めていただくため、ホームビジットの受入を町内の皆様をお願いしております。

そこで、今年も下記のとおり受入家庭を募集いたしますので、ご協力宜しくお願いいたします。

《日 程》 令和元年 6月15日(土) 16時00分頃から2時間程度

- 《内 容》
- ・4名程度のロシア人親子が2時間程度お宅に訪問します。
 - ・受入家庭でご家族やお友達を交えて、お話ししたり、簡単な遊びをしたいと各家庭で交流を行います。※宿泊や食事の用意は必要ありません。
 - ・町職員や通訳の方も同行しますので、ロシア語が話せなくても問題ありません。

《申 込 先》 羅臼町企画振興課 TEL：87-2114

《申込期限》 令和元年 5月20日(月)まで



今年度、受入家庭となられた方は、来年度の北方四島訪問事業へ優先的に参加できます。



教育施設臨時職員募集

教育委員会では、教育施設の臨時職員を下記のとおり、募集します。

【幼稚園教諭補助員】

募集人員：1名

業務内容：幼稚園での保育補助業務（主に預かり保育）

申込資格：特に必要ありません

勤務時間：午前7時30分から午後6時00分までの間で、1日8時間以内の勤務

採用期間：令和元年6月1日から令和2年3月31日まで

【幼稚園教諭補助員（短期）】

募集人員：2名（期間A4ヶ月：1名、期間B9ヶ月：1名）

業務内容：幼稚園での保育補助業務

申込資格：特に必要ありません

勤務時間：午前8時00分から午後5時00分までの間で、1日8時間以内の勤務

採用期間：期間A 令和元年6月1日から令和元年9月30日まで

期間B 令和元年6月1日から令和2年2月29日まで

【給食センター代替調理業務】

募集人員：1名

業務内容：学校給食の調理・調理器具等の洗浄・調理場清掃業務

申込資格：特に必要ありません。

勤務時間：不定期（年20日間以上） 午前8時30分から午後3時00分まで

採用期間：令和元年6月1日から令和2年3月31日まで

面接 面接は5月29日（水）を予定しております。面接等の詳細は申し込み後電話にてお知らせ致します。

応募方法 応募される方は、履歴書に写真を添付し下記期日までに教育委員会学務課へ提出願います。

応募期限 令和元年5月23日（木）17時00分まで

問い合わせ先 羅臼町教育委員会 学務課 電話87-2129

（羅臼町役場内）

町政だより

令和元年5月10日発行

全国瞬時警報システムテスト放送を実施します

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、国から発令された地震・津波・気象に関する特別警報等及び羅臼町に影響を及ぼす恐れがある弾道ミサイルの発射等が行われた際に、人工衛星を介して羅臼町の防災行政無線を自動的に起動し、音声で町民に通知するテストを実施します。

◎実施日時 令和元年5月15日（水） 午前11時00分頃

◎実施場所 羅臼町全域

◎訓練項目 （1）テスト電文を防災行政無線で自動放送をする。
（2）役場庁舎内の受信機表示・回転灯の点灯確認をする。

◎訓練内容など

消防庁で全国瞬時警報システム（J-ALERT）が起動した際に、羅臼町の防災行政無線から各家庭の戸別受信機、または漁港等に設置されている拡声器へ自動的に音声放送されるか確認するテストです。

今回は、テスト電文を放送するだけとなりますので、実際に避難等をする防災訓練ではありません。

テスト放送終了後、役場よりテスト終了の放送は行いませんので、ご承知願います。

【問い合わせ先】

役場 総務課 防災担当 電話 87-2111



特設なんでも相談所

～ひとりで悩まず、まずは相談を～

- 日 時 令和元年6月2日(日)
午後1時から午後4時まで
- 場 所 羅臼町役場 1階会議室
- 相談事項 家庭内の困り事、隣近所とのもめ事、学校でのいじめや体罰、配偶者からの暴力など、どんなことでも相談ください。相談内容についての秘密は堅く守られます。
- 相談員 根室人権擁護委員協議会所属人権擁護委員
- その他 相談は無料で予約も必要ありません。

羅臼町の人権擁護委員は次の方々です。

富士見町 中陳美鈴氏

知昭町 田中郁子氏

管内各相談所どこでも相談できますのでお気軽にご利用下さい。

管内市町の特設人権相談所

日	時	開設場所
6月3日(月)	午後1時～4時	標津町生涯学習センター
6月3日(月)	午後1時～4時	別海町役場
6月4日(火)	午後1時～4時	中標津町総合文化会館
6月1日(土)	午後1時～4時	根室市総合文化会館

羅臼町空き家・空き地バンク

募集中！！

羅臼町では、空き家または空き地を『売りたい・貸したい』とお考えの方に該当物件を登録していただき、ホームページにより利用希望者へ情報を提供しています。(http://www.rausu-town.jp/machi/05/post-134.php)

また、マンション・アパートの連絡先の情報提供も行いますので、連絡先をホームページに載せたいオーナーの方はご連絡願います。

◆現在登録中の物件（1例）

【土地】

地目：宅地

住所：知昭町430番地25

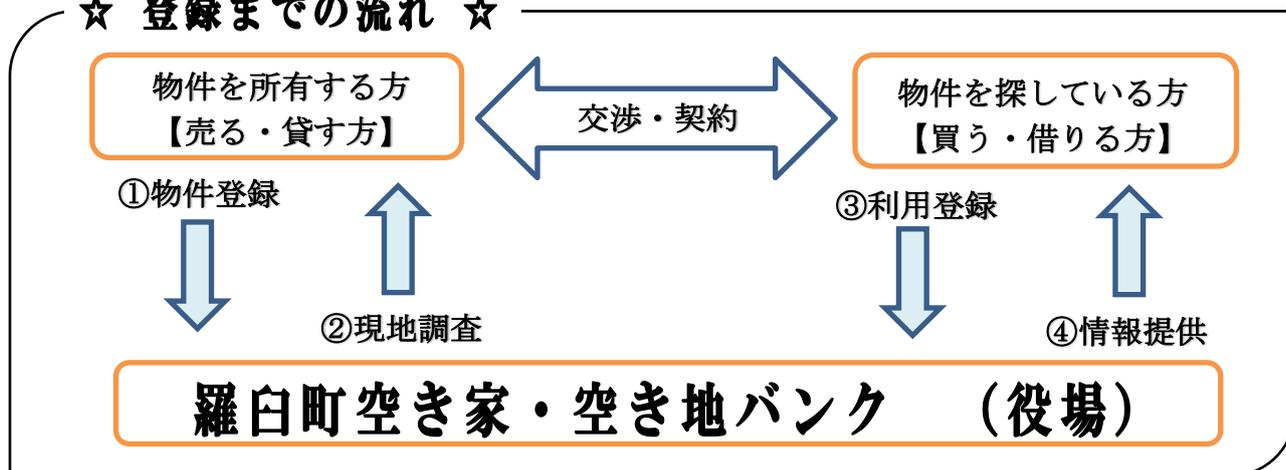
面積：約116坪

価格：要相談



家や土地の売買や貸借をご検討中の方はお気軽にご相談ください。

☆ 登録までの流れ ☆



※ 羅臼町では情報提供は行いますが、売買や貸借の仲介は法により行なうことができませんので、交渉・契約は当事者間で行っていただくこととなります。

※ マンション・アパートの情報については、マンション・アパート名と連絡先のみをホームページ上に情報提供します。空き部屋や家賃の情報は提供致しません。



不法投棄は犯罪です!!

役場では羅臼海上保安署・羅臼駐在所と連携して取締まりを強化しています。

空き缶や粗大ごみ・家電製品などを道路・河川・海岸などに不法に投棄することは、歩行者や車の通行に支障をきたすなど、生活環境を悪化させるばかりでなく、その処理には税金を使うことになります。
廃棄物をみだりに投棄すると、法律により罰せられます。

不法投棄は「しない」「させない」
環境づくりが重要です!!

不法投棄をした場合の罰則

町条例→措置命令に従わない場合は5万円以下の過料に処する。

※羅臼町不法投棄防止条例 平成26年4月1日から施行。

法律→〈個人〉5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金。

〈法人〉3億円以下の罰金。

※懲役と罰金の両方が科せられる場合もあります。



羅臼海上保安署 TEL87-2274
羅臼駐在所 TEL87-2151
役場 環境生活課 TEL87-2115

毎週土曜日開催!

定期活動ミニ・バド・ラー

らいずでは、毎週土曜日19時から20時半までの時間、定期活動「ミニ・バド・ラー」を開催しています!申し込み不要ですので、沢山の世代の方と、土曜日の夜に汗を流ませんか?

場所 春松小学校体育館

※春松幼稚園側の学校開放玄関をご利用ください。

開催日 毎週土曜日

対象 どなたでも

時間 19時から20時半まで

※小・中・高生は必ず保護者の方に送り迎えをしてもらってください。

参加料 らいず会員無料(2ポイント) / 非会員200円



ミニ・バド・ラーとは、「ミニテニス」「バドミントン」「ラージボール卓球」の略称です。道具は全てらいずで用意してありますが、自分の普段使っているラケット等を持ってきて参加しても大丈夫です!毎月第2土曜日は、会員ポイント2倍DAY!ぜひ、たくさんの方のご参加をお待ちしています。

詳しいお問い合わせは、春日町福祉会館内らいず事務局
☎ 0153-85-7715までお電話ください。



NPO 法人羅臼スポーツクラブらいず



NPO 法人羅臼スポーツクラブらいず

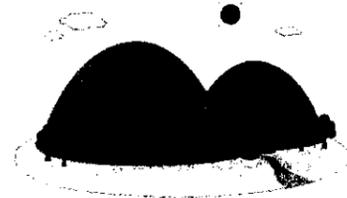
町外山登り 花の山! 難易度 ★★★

西別岳ツアー

西別岳は、標高799mと比較的低い山ですが、高山植物が多く見られます。山頂では摩周岳や摩周湖の景色が広がり、雄阿寒岳や雌阿寒岳、知床の山々や国後島までも展望することが出来ます。この機会に是非、登ってみませんか?!

開催日 5月26日(日)

- 日程 08:00 登山口集合、準備後に出発
- 10:30 頂上着・休憩
- 11:00 頂上出発
- 12:30 登山口下山
- 12:45 解散



- 対象 小学4年生以上の町民
- 参加料 会員: 1,000円 非会員: 1,500円(保険料込み)
- 持ち物 動きやすい服装・歩きやすい靴・雨具・飲み物・行動食
- 締切 5月22日(水)午後5時まで
春日町福祉会館内らいず事務局 070-4493-9966

☆当日は、現地集合となります。現地までの移動手段がない方はお気軽にらいず事務局までお問い合わせ下さい。

5月12日は

5月12日~18日までは「活動強化週間」

「民生委員・児童委員の日」です。

内げよう 地域に根ざした 思いやり

私たち
民生委員・児童委員の
「あい言葉」です。

民生委員・児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活をおくれるように応援します。何か心配ごとがありましたら民生委員・児童委員にご相談ください。
もちろん個人の秘密は守ります。

民生委員・児童委員は、
青い門標が目印です



幸せの芽生えの四つ葉のクローバーをバックに民生委員の「み」の字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩を型どったものを中心にあしらい、愛情と、奉仕を表しています。このマークのついた青色の門標が民生委員・児童委員宅の目印です。

民生委員・児童委員のしごと

すすめています「地域見守り」「あいさつ運動」

在宅福祉

ボランティア活動、介護に関する相談、ホームヘルパーなど在宅福祉サービスの利用、介護保険制度に関する相談。

育児・教育

育児や子どものしつけ、保育に関すること。いじめや非行、暴力などの問題行動、教育（進学、不登校）に関する相談。

生活

生活福祉資金、母子福祉資金などの資金の借入れや返済、生活保護の申請や受給などに関する相談や生活支援活動。

健康

心身上の疾病、障がい、予防、治療、医療費、精神衛生、保健衛生、介護などに関する相談。

生活環境

危険箇所、遊び場、通学通園路などの点検、公害や環境衛生などに関する相談。

民生委員・児童委員協議会（民児協）の中に「児童部会」が設置されています。

主な活動内容と致しましては、

- 児童に関する個人からの様々な要望や相談に応じる。もちろん児童からの直接の相談にも応じる。
 - 児童を健全育成するために地域の方々と協力し合い、心豊かな児童を育てる。
 - 子育てで悩んでいる方々の相談に応じ、それに関係する方々の協力を得て子育て家庭を支援する。
- これらの事を活動の柱として居ります。どうぞ、お気軽に各地区担当の委員にご相談下さい。

《あなたの街の民生委員・児童委員の担当地区表です。》

氏名	性別	担当地区	電話
神山 かおる	女	峯 浜 町	☎88-3019
小出 義昭	男	麻 布 町	☎88-2125
寺上 光男	男	八 木 浜 町	☎88-2722
渡辺 千津子	女	知 昭 町	☎88-2836
原田 美由喜	女	松 法 町	☎88-1063
中谷 善子	女	礼 文 町(南)	☎87-2543
山下 和久	男	礼 文 町(北)	☎87-3331
濱松 優子	女	本 町	☎87-2504
今 洋子	女	緑 町	☎87-2968
小野 豊	男	栄 町 高 台	☎87-3259
小川 真穂	女	栄 湯 の 沢 町	☎87-2178
池田 幸世	女	富 士 見 町	☎87-3474
寺上 啓三	男	船 見 町	☎87-3754
小梨 貴子	女	共 栄 町	☎87-3782
高橋 忠則	男	海 岸 町(南)	☎89-2007
上田 真奈美	女	海 岸 町(北)	☎89-2303
山本 勤	男	岬 町	☎89-2132
萬屋 志都子	女	主任児童委員 (全 町)	☎87-2360
西家 祐紀	女	主任児童委員 (全 町)	☎85-7110

◎【住み良い地域】私たち民生委員・児童委員の願いです。

●発行／羅臼町民生委員・児童委員協議会（事務局／羅臼町役場保健福祉課）

巡回児童相談

釧路児童相談所より相談員を招いて「児童相談」を開催致します。

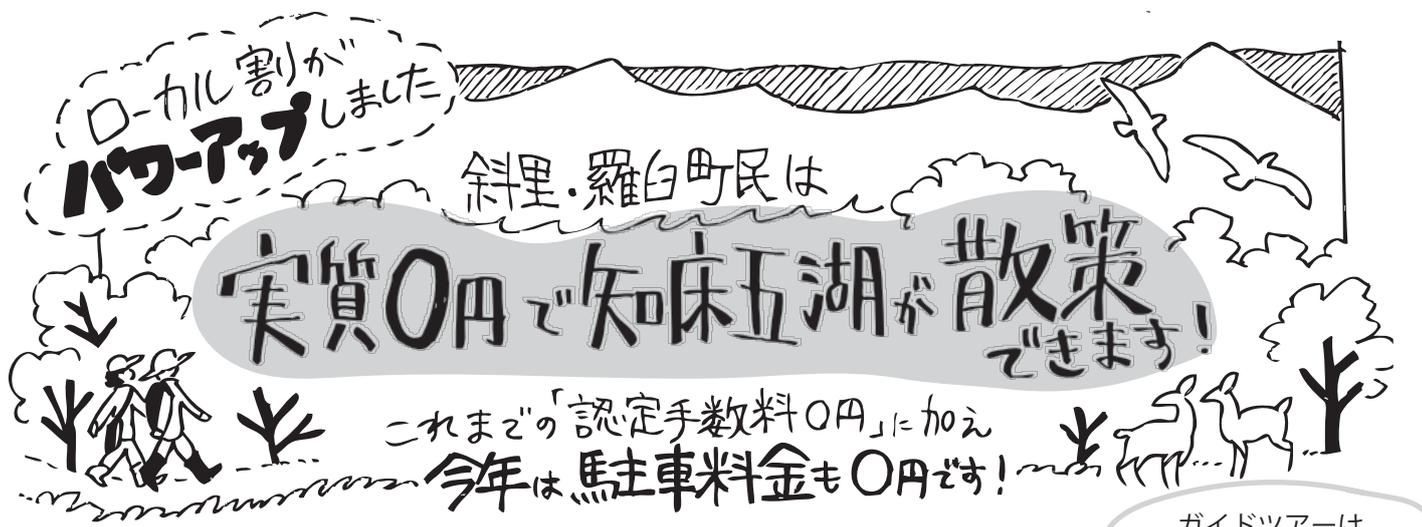
子どものことでの日頃の悩み・心配ごとなど、どんなことでも相談に応じますので気軽にお申し込み下さい。

- ◆と き 令和元年6月25日(火)
13:00～17:30
6月26日(水)
9:00～14:30
- ◆と ころ 羅臼町役場 1階会議室
- ◆相談内容 子どもの成長やことばの問題、非行など、様々な悩みの相談に応じます。
- ◆申込方法 令和元年5月31日(金)までに保健福祉課福祉係までお申し込み下さい。
- ◆そ の 他 相談料は無料です。

……問い合わせ・申し込み先……

羅臼町役場 保健福祉課 福祉係

電話番号 87-2161 内線1531



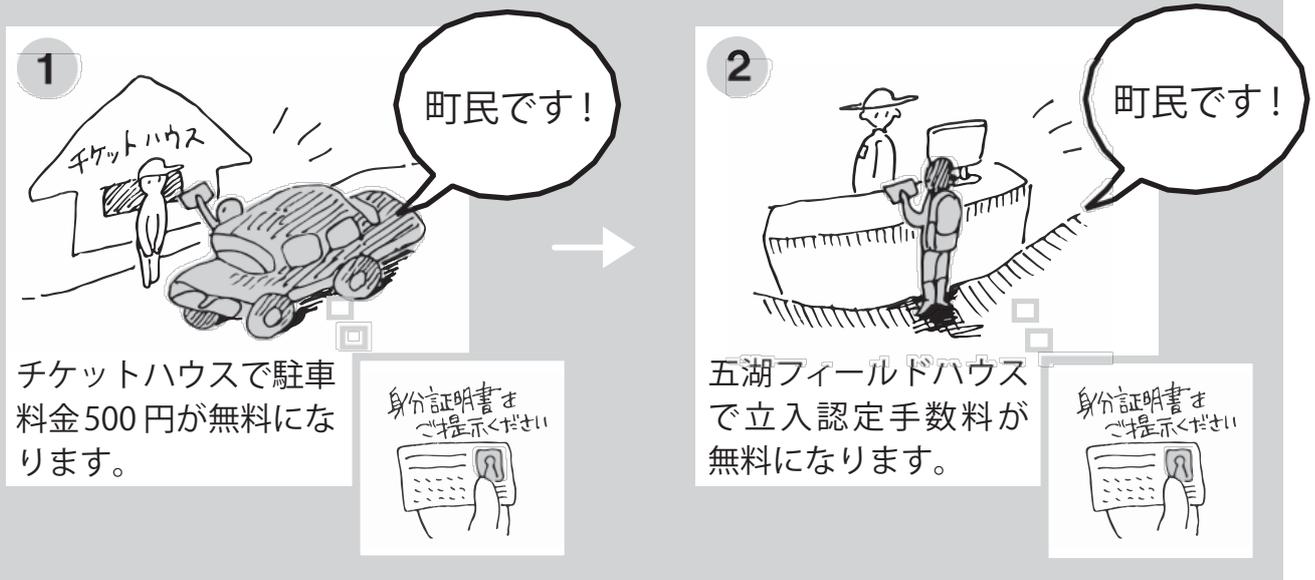
斜里・羅臼町民に限り、知床五湖散策が実質無料に！

斜里・羅臼町民の皆様にもっと気軽に知床五湖を散策していただけるよう、地上遊歩道への立ち入りの際にかかる手数料と駐車料金(普通車のみ)を0円でご案内いたします。この機会に是非ご利用ください！

※予算の上限に達した場合、キャンペーンは予告なく終了します。

ご利用方法

(身分証明書のご提示がなければ有料になります)



※5/10~7/31は「ヒグマ活動期」のため、森の散策はガイドツアー限定です。ガイドツアーは別途で料金が必要となります。詳しくは、知床五湖HPをご覧ください。

知床五湖フィールドハウス

HP: <https://www.goko.go.jp>

Tel: 0152-24-3323

マナーから
ルールへ。



 **病院・学校**
敷地内禁煙！
(屋外に喫煙場所設置可)

 **飲食店**
原則屋内禁煙！
(喫煙専用室のみ喫煙可)

 **オフィス・事業所**
原則屋内禁煙！
(喫煙専用室のみ喫煙可)

なくそう！
望まない受動喫煙。



マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。



【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。



【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

施行は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。一部の施設については2019年7月から。その後順次施行が進められていきます。

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙	
		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	



☆☆☆全町内春の一斉清掃実施☆☆☆

=全町内会員全員の参加ご協力をお願いします。=

※実施日：令和元年 5月19日(日)

回収時間：8時～10時「雨天決行」

※回収したゴミの搬入場所

① 峯浜町～松法町は、麻布漁港へ

② 礼文町～岬町は、羅臼漁港中央埠頭へ

(それぞれ、ゴミ収集車等が待機しております。)

※収集するゴミの種類

◎収集するゴミ

「道路及び排水溝付近」・「歩道及び住宅等付近」・

「漁港及び河川付近」のゴミに限ります。

ご注意＝家庭から出るゴミについては、対象外です。

◎分別方法

①可燃物 木くず、紙くず、ナイロン、ビニール、
ゴム系、プラスチック類、ペットボトル等

②不燃物 空き缶、空き瓶、ガラス、金属類等

③使用する「ゴミ袋」は、大型ゴミ以外半透明の袋に入れて
分別して下さい。(分別は、必ず徹底して下さい。)

◎受取らないゴミ〈厳守でお願いします。〉

■水産系廃棄物→漁網網、浮き玉等は受取れません。

■タイヤ等は受取れません。

※ 不法投棄を発見した場合は、後日役場に対応するので投棄場所をご連絡下さい。

【注】実施の有無・回収方法等については、

各町内会の指示に従ってください。